

会員各位

労安衛協横発 53 号

2019 年 7 月 29 日

業種により「安全衛生推進者」の選任が義務付けられています。選任していますか？
『安全衛生推進者』の養成講習会です。

主催 (公社) 神奈川労務安全衛生協会横須賀支部
神奈川労働局登録講習機関 登録有効期間 2024年3月30日
共催 横須賀商工会議所 <<公印省略>>

安全衛生推進者養成講習会の開催について

労働安全衛生法第 12 条の 2 では、常時 10 人以上 50 人未満 (派遣・パート・アルバイトを含む) の労働者を使用する事業場においては、「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」の選任が義務付けられています。つきましては、今回下記により「安全衛生推進者」養成講習会を開催致しますので、この機会に洩れなく受講されますようご案内申し上げます。

(『安全衛生推進者』を選任しなければならない業種は、裏面をご参照ください)

尚、本講習会は受講日当日公的書類による本人確認が必要となります。個人情報、個人情報保護法に基づき当協会が責任を持って管理・保管し、本講習の的確な実施のためのみ利用させていただきます。

記

1. 講習日程・内容・会場及び定員 ※初日 9/25 は 13 時までに受付 (本人確認) を済ませて下さい。

	日 程	内 容	定員	費 用	会 場
一 日 目	9 月 25 日 (水) 13:10~17:40 受付: 12:40~	・安全衛生教育 ・作業環境管理及び作業管理 ・健康保持増進対策	30 名 先着 順	受講料 9,800 円 (消費税込み) テキスト代 1,404 円 (消費税込み)	横須賀市立勤労福祉会館 (ヴェルクよこすか) 4 階 第 2 研修室
二 日 目	9 月 26 日 (木) 9:30~16:55	・安全管理 ・危険性又は有害性等の調査 及びその結果に基づき講ず る処置等 ・安全衛生関係法令			同 上 横須賀市日の出町 1-5 TEL 046-822-0202

2. 申込み手続き要領

- 1) 下記申込書に所要事項を記入の上、郵送又は FAX で申し込みをお願いします。
- 2) 費用は振込み、又は事務局へ直接ご持参頂くか、当日持参(つり銭無き様)でお支払下さい。
尚、受講のキャンセルは、9/19 までにご連絡が無い場合、費用はお支払頂きますのでご了承下さい。
- 3) 申込締切 9 月 19 日 (木) 先着順で、定員になり次第締め切りとさせていただきます。

3. 申込先 (公社) 神奈川労務安全衛生協会 横須賀支部
横須賀市夏島町 19 番地 住友重機械工業(株)横須賀製造所内 第二本館 2 階
TEL 046-845-9522 FAX 046-845-9510

4. 振込先 湘南信用金庫田浦支店 普通口座 1111447
名義: (社) 神奈川労務安全衛生協会横須賀支部

以上

2019 年

安全衛生推進者養成講習会申込書

(会員番号) 事業所名	()	担当者名	電話番号	FAX
住 所	〒			

(フリガナ) 受講者名	生年月日(西暦)	(〒) 現住所
①		()
②		()

お手数ですが、お申込み時支払方法に〇印をつけて下さい。支払方法 (1. 振込 2. 当日現金支払)
尚、振込手数料は申し訳ありませんが貴社負担とさせていただきます。

『安全衛生推進者』又は衛生推進者を選任しなければならない業種

「安全衛生推進者」を選任しなければならない業種は、常時10人以上50人未満の労働者（派遣・パート・アルバイトを含む）を使用する製造業・運輸業等、下表の事業場が対象です。

業 種	事業場ごとの労働者数	選任すべき担当者
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	10人～49人	安全衛生推進者
	50人～	安全管理者 衛生管理者
上記以外の業種	10人～49人	衛生推進者
	50人～	衛生管理者

《参考》 衛生推進者を選任すべき 上記以外の業種 の例

金融・保険業、新聞販売業、幼稚園、保育園、学校、医療機関（医院・歯科・接骨）、はり、灸、マッサージ、ペットショップ、料理・飲食業、クリーニング、理容・美容・エステ、警備保障、情報処理、観光案内、放送、組合・団体、カラオケ、マージャン等